## 重要事項確認書

以下全ての事項をご確認・ご理解いただいたうえで、口にチェックをお願いします。

申報報節の入事等外を大く取り、無野が生物の販売・1分割した上で、自動してくどされ、	7	1	
□ 2		1	
□ 4 超級超過萬の不足手により卓越者の確認状況が確認できない遺合、利用機器において所得制態を無償に審査します。 □ 5 届出された事務は返却できません。必要な場合は、ご自身で専制にコピー等を消失せた上で開出してください。 □ 6 割雪・保育的特別変を受けても、発音者が多数の場合など利用機器の指果、入層できない場合があります。 □ 7 特定関係型を再事を全側し、振頻能力の連接を除き到総合保育を発達する場合。液ので申請が必要です。 □ 8 申請書の有効期限は、特性のです。翌年度以降の入層を発達する場合は、液めで申請が必要です。また、外週した人所発足月の属する中度において、関連の自身において、関連の自身に関心となります。 □ 9 人所発見月の属する年度以前において、機造者に保育的の場場があり、特付地談を行っていない場合には規定指数の-20が適用となります。 □ 10 短点がなまた場合、結晶所の側面目的部に関連となります。 □ 11 禁定された場合(信育保事時等・保育経験)は、総なでの実験の保育時間ではありません。 □ 12 生たり、保護を受けしてください。 □ 13 禁疫の傾角時間は、ごを進めが振んして、発展を経過していました場合が発生した場合が表が表が、実施の傾角時間は、ごを進めが振んした。 (10 世界を持ちました) (10 世界を持ちまります。 (10 世界を持ちました) (10 世界を持ちました) (10 世界を持ちまります。 (10 世界を持ちました) (10 世界を持ちまります。 (10 世界を持ちまります。) (10 世界を持ちました) (10 世界を持ちまります。) (10 世界を持		2	況など)によっては、書類審査で利用可能となった場合でも、面談及び健康診断において保育が困難と判断され、利用不可となる場合がありま
□ 5         設置された書類は変加できません。必要な場合は、ご自身で予制にコピー等を済ませた上で提出してください。           □ 6         教育・保育総付設定を受けても、希望者数が多数の場合など利用環境の指束、入間できない場合があります。教育・保育総合認定は入間を指揮するものではありません。           □ 7         特定地理保育事業をや幅し、達跳能な小の進級を除さる場合は、改めて申請が必要です。また、済退した入所希望月の属する年度において、自身利用連接を行う適合は、改めて申請がある。状态に対していただく必要があります。また、済退した人所希望月の属する年度において、保護をご供育料の滞けがあり、特け根域を行っていない場合には認整を数の・20が透明となります。           □ 9         人所希望月の属する年度以勤において、保護をご供育料の滞けがあり、特け根域を行っていない場合には認整を数の・20が透明となります。           □ 10         無限元の保証目命的に認識とおります。           □ 20         人所の望かなりに対して、保護をご開き組の能しました。           □ 11         接近が攻力した場合、相関元の保証を認めに対して、保護を関連している場合でします。           □ 20         人所の理由のは、保育は準時間・保育技術的に対し、協設での実際の場所特徴ではありません。           □ 21         ただしが月別以上台間がない場合、機能をの場所と関係といるのはません。           □ 22         大部の場所を時間・保育経験的は、は、協設での実施の場所を対した場合をおません。           □ 13         保育はは自動なとい場合。(保育はは高級とは着りません)           □ 4         保護したの場合としばら、保育はは高級とは考しません。           □ 14         保護したの場合とに対した場合についてン           □ 15         実施を参げした場合についてン           □ 16         実施を受けるといるといままままままままままままままままままままままままままままままままま		3	提出された書類の内容を、資料の作成元(就労先等)に電話で確認する場合があります。
□ 6 対音・発音総付設定は入屋を施するものではありません。		4	課税証明書の不足等により保護者の課税状況が確認できない場合、利用調整において所得割額を最高額で審査します。
□ 7 対応・応用的は固定は、悪怪のできるものでありません。         7 特定地域型保育事業を卒風し、連携施設への進船を除る引誘き保育を希望する場合、改のて申請が必要です。また、新設した人所希望月の属する年度において、関連利用の場合でうません。           □ 8 中間書の有効期間は、年度のです。翌年度以販売への延齢を持る引誘さる場合は、改めて申請が必要です。また、新設した人所希望月の属する年度において、関連利用の場合でうません。         3 人所希望月の属する年度以前したが、、保護者に保育料の機能があり、納付相談を行っていない場合には頻整能数の・20が適用となります。           □ 10 つ実施性の場合でうまし、表情のの場合は、認めても関連を制度していただら表があり、納付相談を行っていない場合には頻整能数の・20が過去、共産が担当しませんので、希望施能には存储をしてください。         1 地間の対象としてください。           □ 11 機能の理由なく1か月以上登録がない場合(長期の体み)や市外上転出した場合、原列として返園となります。         1 地元の時間の運動制の、主要が成る所は対象をしてください。           □ 12 を定された場合、保育体を発達した場合のが場合は、拡進する自の点とその前能性が対別(6月が出産月の場合、5・6・7月)については、特別として対象としていて、保護等の運動・対象に対しまでは、関係を持定しているに対象となります。         1 会別の理由なく1か月以上登録がない場合(長期の体み)や市外上転出した場合、原列として返園となります。           □ 13 保育料は1か月単位です。月の途中で返回した場合や受回した場合やら2か月以内に、放力実施が記載された対外が回り番を提出してください。対理地では、層域を2を通りに入り、層域等が変とまるがあります。         1 会別を2を表して表して対象と、変には同一の対象を開始していない場合、無効な中増さして対策の構造して対象となります。           □ 14 が開始にのの方のまたでは対象性が上のよび対象を開始していない場合、原のな中増として観光といまが表と引きるとして観光を表していない場合、変したス所を場合して入間の場合のではまたます。         1 会別を2を表していない場合とは関連を登出してください。対理は上を通り上のよります。           □ 15 対態が保険情報を発出して入間を2を対象としていて、対象に関係を設していて、対象に関係とよります。         1 会別を2を表していて、対象に関係を設しているときる場合)について、クルを表している場合とは、2を表しましているがたります。のは場合にあいでするとなります。           □ 16 かたまが見に関係を対象しているとあるといいましましまします。         2 人間を2を表したりでするとなります。           □ 17 く相談とは関係と対象に対象を対象に関係しているといは関係となります。         2 人間を2を表しましているとのよります。           □ 18 とのが関係を対象に対象を対象に対象を対象に対象を表しまないいであるといいましましまします。         2 人間を2を表しましているといましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし		5	提出された書類は返却できません。必要な場合は、ご自身で事前にコピー等を済ませた上で提出してください。
□ 8 中議書の有効期限は、年度内です。翌年度以降の入憲を希望する場合は、改めて申請が必要です。また、辞退した入所希望月の属する年度において、再規利申却移在行う場合は、改めて申請書類一式を選出していただく必要があります。 □ 9 入所希望月の属する年度以前に入いて、保護者の長野科の海特があり、特付相談を行っていない場合には調整指数の-20が適用となります。 □ 10 元が発生した場合、制電元の副は自動的に返回となります。 □ 11 元が発生した場合、記憶元の副は自動的に返回となります。 □ 11 元が発生した場合、記憶元の副は自動的に返回となります。 □ 11 元が発生した場合、に変更の状況にあります。 □ 11 元が発生していた。 □ 11 元が発生していた。 □ 11 元が発生していた。 □ 11 元が日本となります。 □ 12 ただし、保護者の実際のは、に対して、利用制度をし入国が決定した態態の施設度が決定します。 □ 12 ただし、保護者の実際が出場による体入の場合は、出版手が正の力点との制能をはかります。 □ 13 保育料は1か月単位です。月の途中で返回した場合や登回しない場合によります。 □ 14 特殊の理申請した場合について) □ 14 申請者と同一の児生光で放送を開始した延齢として、就労開始日から 2か月以内に、就労実験が設定はおります。 □ 15 保育料は1か月単位です。月の途中で返回した場合や登回しない場合で、1か月分の保育料を会担していたださます。 □ 14 申請者と同一の児生光で放送を開始した延齢として、就労開始日から 2か月以内に、就労実験が設定されたが計量機を提出してください、提出なれない場合、混魔とたります。 □ 15 保護法での申請・入園について) □ 15 保護法での日籍・入園について) □ 16 保護法での申請・入園について) □ 16 保護法での日籍・入園によると表さの対象する主義とこのよの基準がない場合、別数な申請となります。 □ 17 (特別支援保育申収金業業・業業をに関わりた)、その場のの空を対点によって異常がない国やクラス年齢があります。 □ 17 (特別支援保育申収金業等・業業をに関わりて、対象なと取得した場合、上の子の任期は、下の子が質1値を迎えた後の初めての4月末までし下の子の自用末書を終了しない場合、上の子の任期は、下の子が質1値を返えた後の初めての4月末までし下の子の自用末来を終了しない場合、上の子も返問となります。 □ 19 保証を保管を目的によりについると、なります。 □ 20 本職・課題に関立が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 □ 21 本籍を記述して別れて、単規に保険の実施基準指数表、資水・産及と関心について □ 15 中間を保険を関係のは毎日について) □ 15 中間を保険を関係のは毎日にからよう。上の子のが関すとなります。 2年別外を関係して関すること。(1月秋末を設けした場合に入ります。 2年別外を開始しているとから、よりまりにいるとから、よりまりにいるとから、よりまりにいるとから、よりまりにはいるとから、よりまりにはいるとから、よりまりにはいるとから、よりまりにはいるとから、よりまりにはいるとから、との子の表を関すといるとなります。 2年別外を関係しているとが、1月末を表すしないません。 2年別がない場合は、1月末を表すないません。 2年別がない場合は、1月末を表すないません。 2年別がないません。		6	
□ 17、 再度利用申請各行の連合は、改めて申請審無一式を担出していただく必要があります。           □ 9 入所希望月の属する年度以前において、突接者に関胃知の添納があり、納付相談を行っていない場合には辨整指数の~20が適用となります。           □ 10 転換が定した場合、転置元の間は自動的に逗園となります。           □ 大規整(外定置での動取及び確康接続)において保育が開建と判断され、利用不可となった場合でも元の間に戻ることはできませんので、希望施能には事能に開設をしてください。           □ 11 接定された時間(保育維等時・保育時間は は、施設での実際の保育時間ではありません。           □ 2 特別の理由なく1か月以上設置がない場合(長期の休み)や中外上転出した場合、原則として返園となります。           □ 12 特別の理由なく1か月以上設置がない場合(長期の休み)や中外上転出した場合、原則として返園となります。           □ 13 保育料は1か月単位です。月の途中で返園した場合や登園しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。           □ 14 ・解例が定り場合について〉           申請報と同一の内定先で就対を開始した場合として、就対開始日から 2か月以内に、就対実施が記載された就対証明書を提出してください。提出がない。届日契約内間と乖離がある。または同一の就対先で就対を開始していない場合、無効な申請として取り扱い。返園となります。           □ 15 ・実施数定を受けて入風と通合・施定組の上面容。と近く、対策を開始していない場合、無効な申請として取り扱い。返園となります。           □ 16 ・対策を使用の推合といない場合、近期を使用を負担していたが表によります。           □ 17 ・付約方法保存を対する場合について〉           日 ・大阪の子が建まれた場合の上の子が生まれた場合の上の子の毎日できたいまして場合。上の子の在園となります。           □ 18 ・との子が生まれた場合のとの子が生まれた場合の上の子が生まれた場合のようの表でしている。上の子も返園となります。           □ 19 保育の実施を指数が下がるような変更が判明した場合しいない場合。上の子が適同を正めたあります。           □ 20 ・経験に下の子が生まれた場合のあります。           □ 21 ・経験に関係がはままれたいまが生まれていまる。上の子の理解となります。           □ 22 ・経験に関係がはままれまないます。となりではまれまたまり、この子は関係のははこれにといっなります。           □ 22 ・経験に対象に基本情を設成しているが外には同節的自のを用いまたといったいといっなります。           □ 22 ・経験に対してきます。といっなりままれまないます。           □ 22 ・経験に対してきます。 の子の事はにいいてきまり、上の子のみ身にはいいた。           □ 22 ・日ののよれまれまないまするといっなりにあるといます。           □ 22 ・日ののまままれま		7	特定地域型保育事業を卒園し、連携施設への進級を除き引続き保育を希望する場合、改めて申請が必要です。
□ 10 転職が内定した場合、転職元の無は自動的に退職となります。 □ 12 大規整と(内定間での動態及び健康終新) において保育が困難と判断され、利用不可となった場合でも元の間に戻ることはできませんので、希望を認定には事能に任意をしてなどさい。 □ 11 製造された時間(保育保護時間・保育短時間)は、施設での実態の保育時間ではありません。 実施の保育時間は、ご家庭の状況に応じて、利用股池後これ感が実建した態態の施設をが実定します。 □ 12 大元に、保護者の理りひ出産による状みの場合は、出産学を目の月とその前後1か月(6月が出産月の場合、5・6・7月)については、特例として名間しないことを認めますが、保育相は減額にはなりません。 □ 13 保育域は1か月単位です。月の途中で退職した場合や登働しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。 □ 14 中裁領と同一の内定元で気が支援時じした監号として、就労開始日から 2か月以内に、就労実績が配載された就労経時書を提出してください。 世 中裁領と同一の内定元で気が対象機関した場合・設置した場合を登録した。 □ 15 未認定を受けて入間した場合、または同一の成労をで気労を開始していない場合、無効な申請として取り扱い、退間となります。 □ 15 ・		8	
□ 10 二次課題(乃定面での面談及び健康診療)において保育が困難と判断され、利用不可となった場合でも元の陽に戻ることはできませんので、希望施設には事助に根據をしてください。           □ 11 実施の保育時間は、保育保時間(保育保時間)は、施設での実際の保育時間ではありません。           □ 12 特別の理由なく1カ月以上整圏が長い場合(保育の味み)や市外に禁出した場合、原則として退患となります。           □ 12 特別の理由なく1カ月以上整圏が長い場合(保育の体み)や市外に禁出した場合、原則として退患となります。           □ 13 保育利は1カ月単位です。月の途中で退២した場合や登壁しない場合でも、1カ月分の保育料を負担していただきます。           □ 13 保育利は1カ月単位です。月の途中で退២した場合や登壁しない場合でも、1カ月分の保育料を負担していただきます。           □ 14 中護時に同一の次受先で飲労を開始した証明として、飲労開始日から2か月以内に、飲労業権が記載された政労証明書を提出してください。提出がない、雇用契約内容と事務がある、または同一の就労先で就労を開始していない場合、無力な中様として取り扱い、退働となります。           □ 15 実施設定での申請・入間について>           □ 16 公内を辞退した場合について、財務に存むするに対象を開始していない場合、返還となります。           □ 17 特別支援保育(保育に当たって特別な影慮を必要とする場合)についてンを発起した場合に対するとかります。           □ 18 たのよりが実施を開始の任命についてと対象が保護・利用を持ちなります。           □ 19 保育の実施業権政策・高秩・アルチは主に、展外を実施を設定した場合、上の子も退働となります。           □ 19 保育の実施業権政策・高校中の手能とについてと申請した場合に入る場合があります。           □ 20 全職者・退職についてろの中毒において、事務後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。           □ 21 著手は場合しまります。産業を持め、中の手稿の組合、対の条件を開たさないことが判しては無のな申請となる場合があります。           □ 22 本籍を保存しているが労先に利用開始日時点である、対の条件を開始するに定している。           □ 22 本籍を保存しまれるといといるが労先に利用開始日時点で成場しているとととと、「常別株本を明けていただといるである。」の子の主に関係にあります。首別は不可能といるは多れたるといまが多れたると思しているが労先に利用的場合いであり合う、対しまれると思したらなが告れる。対は常確しないまたといまたるといまたまたりに対しない場合。この子は主体はないまたらなりまたらなりまたらなりまたらなりまたらなります。           □ 22 本語を作るを開かたるは別分によっているといまためによりによります。 「保存体を開けているの分とれるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる		9	入所希望月の属する年度以前において、保護者に保育料の滞納があり、納付相談を行っていない場合には調整指数の-20が適用となります。
□ 1 実際の保育時間は、ご家庭の状況に応じて、利用開始後に入園が決定した施設の施設長が決定します。 □ 12 特段の運由なく1か月以上登園がない場合(長期の休み)や市外に転出した場合、原則として退園となります。 □ ただし、保護者の遺物の出題による休みの場合は、出着予定日の月くその前後1か月(6月が出過月の場合、5・6・7月)については、特例として登園しないにとないます。 □ 13 保育料は1か月単位です。月の途中で退園した場合や登園しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。 □ 14 保育地は1か月単位です。月の途中で退園した場合や登園しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。 □ 4 く就労の定で申請した場合について> 申請時に周一の内定先で就労を開始した証明として、就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出してください。提出がない、雇用契約内容と未務がある、または同一の就労先で就労を開始していない場合、無効な申請として取り扱い、退園となります。 □ 5 実践認定を受けて入園した場合、設定証の有効期間(3か月以内)の間に、月48時間以上の就労を開始し、就労証明書等を提出してください。提出されない場合、返園となります。 □ 16 く内定を辞退した場合について> 財団とは不利所を疑りの属する年度において、再度利用申請を行う場合には調整指数の一10が適用となります。 □ 17 〈特別支援保育(保育に当たって特別な配慮を必要とする場合)について> 「特別支援保育(保育に当たって特別な配慮を必要とする場合)について> 「お別支援保育(保育に当たって特別な配慮を必要とする場合)について> 「お別支援保育(保育に当たの子の資化保養を経了しない場合、上の子の在籍は、下の子が増1歳を迎えた後の初めての4月末まで同能です。その4月末までに下の子の資化保養を経了しない場合、上の子も退慮となります。 □ 19 保育の実施を集打数が下がるような変更が利明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。 □ 20 〈転職・退間について) 中請後に指数が下がるような変更が利明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。 □ 21 経年日時にこおいて育休・産体の中語の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 □ 21 経年日時にこおいて育休・産体の中語の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し及は無効な申請となります。 □ 21 経済に対しているが方に利用時始日を場合、次の条件を満たさないことが判明した場合であっても、下の子の資内体験としているが方に利用時始日の前合、でおりまります。 □ 22 く有所・産体を取得しているが方と利用時始日時命で在籍していること。(育児休養を明けない場合) □ 22 く同児休養を明けない場合) □ 22 く同児休養を可能したいまがよります。 □ 22 く同児休養を可能したいは対したいまがよります。 □ 22 く同児休養を明けない場合) □ 22 く同児休養を明けない場合) □ 22 く同児休養を明けないます。 □ 22 く同児休養を明けない場合) □ 22 く同児休養を明けない場合) □ 23 によりに対しませたいませたいます。 □ 25 によりに対しませたいませたいませたいませたいませたいませたいませたいませたいませたいませたい		10	二次調整(内定園での面談及び健康診断)において保育が困難と判断され、利用不可となった場合でも元の園に戻ることはできませんので、希
□ 12 だたし、保護者の単帰り出態による体みの場合は、出筆予定日の月とその前後1か月(6月が出産月の場合、5・6・7月)については、特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。 □ 13 保育料は1か月単位です。月の途中で退園した場合や登園しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。 □ 14 中前時と同一の方定先で親がを開始した延明として、就労開始日から2か月以内に、就労実績が配載された就労証明書を提出してください。提出がない、雇用契約内容と示離がある。または同一の就労先で就労を開始していない場合、無効な申請として説り扱い、返園となります。 □ 15 宋職誌定を受けて入園した場合、認定証の有効期間(3か月以内)の間に、月48時間以上の就労を開始し、就労証明書等を提出してください。提出されない場合、退園となります。 □ 16 休息に入別希望月の属する年度において、再度利用申請を行う場合には調整指数の・10が適用となります。 □ 17 特別支援保育(保育に当たって特別な配慮を必要とする場合)について>特別支援保育保に募集園・募集数に限りがあり、その場合の空き状況によって募集がない園やクラス年齢があります。 □ 18 よの子が短り保育園の在間中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の年間は、下の子が <b>満1歳</b> を迎えた後の初めての4月末まで可能です。その4月末まで下の子が生まれ、肩児休業を取得した場合、上の子の在間は、下の子が <b>満1歳</b> を迎えた後の初めての4月末まで可能です。その4月末まで下の子の世間について>(申請後に指数が下がる変更があった場合について>)(申請後に指数が下がる変更があった場合について>(申請後に指数が下がる変更があった場合について>・全職・退園について>(申請後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。(760休・産休を取得しているが労先に利用制力の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。(2月休業・産前産後休業(育休・産休)中の申請について>2 年業年日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。(2月休業・産前産後休業(育休・産休)中の申請について)全様、産休を取得しているが労先に利用制助日時点で任意していること。(育児休業終了証明書をご知べださい。)2 名別・産休を取得しているが先に利用制助日時点で任意していること。(育児休業終了証明書をご知べてたい。)2 名別・産せた取得しているが労先に利用制助日時点で任意しているごろと、(育児休業終了証明書をご知べてたい。)2 名別・産び、産び、産り、産び、産業を明けていただく必要があります。 1 名別・産 1 名別		11	
□ 14		12	ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、出産予定日の月とその前後1か月(6月が出産月の場合、5・6・7月)については、特例とし
□ 14 申請時と同一の内定先で就労を開始した証明として、就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出してください。提出がない、雇用契約内容と乖離がある、または同一の就労先で就労を開始していない場合、無効な申請として取り扱い、退園となります。    15		13	保育料は1か月単位です。月の途中で退園した場合や登園しない場合でも、1か月分の保育料を負担していただきます。
□ 15 求職認定を受けて入園した場合、認定証の有効期間(3か月以内)の間に、月48時間以上の就労を開始し、就労証明書等を提出してください。提出されない場合、退園となります。  16 〈内定を辞退した場合について〉 辞退した入所希望月の属する年度において、再度利用申請を行う場合には調整指数の-10が適用となります。  17 〈特別支援保育(保育に当たって特別な配慮を必要とする場合)について〉 特別支援保育体は募集園・募集数に限りがあり、その時点の空き状況によって募集がない園やクラス年齢があります。  2 〈人園後に下の子が生まれた場合の上の子の在園について〉 上の子が認可保育園の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在間は、下の子が <b>満1歳</b> を迎えた後の初めての4月末まで可能です。その4月末まで下の子の育児休業を設了しない場合、上の子も退園となります。  4 令目詩後に指数が下がる変更があった場合について〉 「全国主義を指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。  2 〈 全職・退職について〉 申請後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。  2 〈 管児休業・産前産後休業(育休・産休)中の申請について〉 日本語後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ( 会別代業・産前産後休業(育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ( 会別代業・産前産後休業(育休・産休を取得している就労先に利用開始日の翌月初日までに復職すること。 ( 会児休業終了証明書をご提出ください。) ② で育水・産休を取得している就労先に利用開始日の記号刊までに復職すること。 ( 会児休業終了証明書をご提出ください。) ② で育児休業・産前を取得している就労先に利用開始日の記録で在籍していること。 (会児休業終了証明書をご提出ください。) ② で育児休業の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただく必要があります。 育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。		14	申請時と同一の内定先で就労を開始した証明として、就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出してください。提
□   16   辞退した入所希望月の属する年度において、再度利用申請を行う場合には調整指数の-10が適用となります。		15	求職認定を受けて入園した場合、認定証の有効期間(3か月以内)の間に、月48時間以上の就労を開始し、就労証明書等を提出してください。
□ 17 特別支援保育枠は募集園・募集数に限りがあり、その時点の空き状況によって募集がない園やクラス年齢があります。 □ 18 <		16	
□ 18 上の子が認可保育園の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が <b>満1歳</b> を迎えた後の初めての4月末まで可能です。その4月末までに下の子の育児休業を終了しない場合、上の子も退園となります。 □ 19 保育の実施基準指数表、育休・産休及び、保育士優先の項目において、申請後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。 □ 20 中請後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。 □ 21 〈育児休業・産前産後休業(育休・産休)中の申請について〉基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 □ 21 (1) 育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。 (育児休業終了証明書をご提出ください。) ②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。 □ 22 〈育児休業中できょうだい申請の場合〉 きょうだいず2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただく必要があります。 育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。		17	
□ 19 保育の実施基準指数表、育休・産休及び、保育士優先の項目において、申請後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。 □ 20 〈転職・退職について〉申請後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。 □ 21 〈育児休業・産前産後休業(育休・産休)中の申請について〉基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。① ① 育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。(育児休業終了証明書をご提出ください。)② ② 育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。 □ 22 〈育児休業中できょうだい申請の場合〉 きょうだいが2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただく必要があります。 育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。		18	上の子が認可保育園の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が満1歳を迎えた後の初めての4月末まで可
□ 20 申請後に保育の実施基準指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。  21 〈育児休業・産前産後休業(育休・産休)中の申請について> 基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ①育休・産休を取得している就労先に利用開始日の翌月初日までに復職すること。(育児休業終了証明書をご提出ください。) ②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。  〈育児休業中できょうだい申請の場合〉  22 〈育児休業中できょうだい申請の場合〉 きょうだいが2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただ 〈必要があります。育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。		19	保育の実施基準指数表、育休・産休及び、保育士優先の項目において、申請後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又
□ 21 基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ①育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。(育児休業終了証明書をご提出ください。) ②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。  〈育児休業中できょうだい申請の場合〉 きょうだいが2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただく必要があります。育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。		20	
□ 22 きょうだいが2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただく必要があります。育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。		21	基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ①育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。(育児休業終了証明書をご提出ください。)
・上記の事項について十分に確認し、理解しましたので、同意の上、申請します。		22	きょうだいが2人以上いて下の子の育児休業中であり、上の子のみ保育施設の利用を開始する場合であっても、下の子の育児休業を明けていただ
	$\overline{}$	ル上	記の事項について十分に確認し、理解しましたので、同意の上、申請します。
	`		

年 月 日

申請者(保護者)名

必ず、全ての事項をご確認いただき、口にチェックをお願いします。